

○有田市地域公共交通会議設置要綱

平成20年3月14日有田市訓令第3号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、有田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事業及び協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員16人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (3) 和歌山県総合交通政策課長
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (7) 公益社団法人和歌山県バス協会の代表者
- (8) 一般社団法人和歌山県タクシー協会の代表者
- (9) 一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会の代表者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (11) 道路管理者
- (12) 有田警察署長

2 前項第4号から第6号の委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議にかえることができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務所及び事務局)

第8条 交通会議は、事務所を和歌山県有田市箕島50番地有田市役所内に置く。

- 2 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 3 事務局は、経営企画課に置く。
- 4 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する費用は、関係機関の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、改正後の第3条の規定にかかるわらず、平成22年7月23日までとする。

付 則 (平成26年3月31日訓令第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年7月15日訓令第20号)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。